

ワイがや通り活性化委員会 会則

(名称)

第1条 本会の名称は、「ワイがや通り活性化委員会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、習志野市津田沼7-1-16に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：本会の趣旨に賛同する個人、又は団体。
- (2) 賛助会員：本会の趣旨に賛同する団体、法人、あるいは企業。

(会費)

第4条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員（個人）：年会費 500 円
- (2) 正会員（団体）：年会費 500 円以上

(目的)

第5条 本会は、ワイがや通り及びその周辺地域の活性化に寄与することを目的とする。

(活動)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地域の活性化を目的とした、イベント等の企画運営
- (2) 地域活動団体等との協働
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局 1名
- (5) 監事 1名

- 2 役員は、会員の中から総会において選出する。
- 3 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。また、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了の後においても、後継者が就任するまではその職務を行わなければならない

(役員の任務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 会計は本会の会計事務を処理する。
- 4 監事は本会の会計並びに会務を監査する。

(会議)

第9条 本会の会議は総会及び役員会とし、会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は正会員を以って構成し、年1回開催する、ただし、必要が生じた時は臨時総会を開催する。
- 3 総会は委任状を含め、正会員の過半数を以って成立する。
- 4 会議の議決事項については、出席者の過半数の賛成を以って議決とする。
- 5 役員会は必要に応じ、会長が招集する。

(議決事項)

第10条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算報告
 - (3) 役員の選任
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要事項
- 2 役員会は随時開催し、次の事項を協議する。
- (1) 総会に提案する諸議案
 - (2) 本会の目的を達成するために必要な細部事項
 - (3) その他重要事項

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金等による。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って会長が別に定める。

附則

この会則は平成24年8月20日から施行する。

発足時の役員の任期は、平成24年8月20日から平成27年3月31日までとする。

平成 27 年 5 月 20 日 一部改正